

基金情報

No. 14

平成15年5月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金

〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階 TEL03-3633-6445

ホームページ <http://www.jade.dti.ne.jp/~glskkn/>

主要事業概況		平成15年4月末現在	対前月増減数
事業所数(件)		267	0
加入員数(人)	男子	6,425	73
	女子	2,714	77
	計	9,139	150
受給者数(人)	男子	3,310	10
	女子	1,738	1
	計	5,048	11
平均年金額(円)		419,104	910
年金資産額(円)		28,679,336,069	-197,366,768
修正総合利回り(%)		2.49	14.86

財政運営の弾力化通知発出

連続3年にわたる年金資産の運用環境の悪化を踏まえ、厚生労働省は、平成15年5月9日付けにて、基金の財政運営の弾力化を行うこととした通知をだしました。

この度の弾力化の内容は、①回復計画期間を3年間延長したこと、②回復計画での予定利率の扱いを変更したこと、③掛金の引上げを猶予したこと の3点となっています。

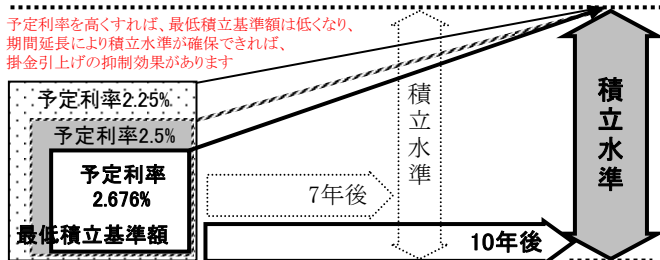
回復計画の弾力化は掛金引上げ抑制！

回復計画は、基金の積立金が必要な水準(非継続・積立水準)を割り込んだときに策定が義務付けられています。

回復計画期間は、7年以内の期間で策定することとなっていますが、この期間が10年に延長されました。

これにより、3年間延長した分掛金の引上げ幅が抑えられるといわれています。

回復計画弾力化のイメージ



また、回復計画を策定する際に用いる予定利率の上限の引上げと選択肢の拡大によっても、掛金の引上げが抑制されたといわれています。

しかし、いずれにしても財政健全化の先送りであり、関係者の間では、この度の弾力化措置によっては大きな財政効果は難しいとの声がでています。

予定利率は基金が決定

回復計画を策定する際に用いる予定利率は、従来では、①直前の財政検証で使用の予定利率(平成14年:2.5%)か、②厚生年金基金連合会が中途脱退者に給付する上乗せ部分に係る率として厚生労働大臣が定める予定利率(平成14年:2.25%) のいずれか高い方を上限としていました。

この度の弾力化による予定利率に関する変更は、その他、③20年国債の直近5年平均利率(2.23%)に0.8から1.2を乗じた率の範囲で基金が決めた予定利率(平成15年:1.784%~2.676%)が加えられました。

これにより、平成14年度決算の財政検証では、2.5%、2.25%、1.784~2.676%のいずれかを選択できることとなりました。

最低積立基準額の算出においては、予定利率が高いほど、基準額が低くなりますので、掛金の引上げが抑制されるということにはなりません。

掛金引上げは条件付1年猶予

掛金の引上げ猶予に係る弾力化は、平成14年度決算の財政検証の結果、掛金の引上げを行うこととなる基金は、本来、平成16年度からの引上げとなりますが、これを平成17年度からとするものです。ただし、この弾力化措置の適用を受けるためには、次の要件が必要とされています。

- ① プラスアルファ部分の給付水準の引下げまたは予定利率の引下げによって財政の健全化を図ること
 - ② ①について、平成16年3月までに代議員会で議決し、(具体的内容決定はせず、引下げる旨の議決のみで可)平成17年4月1日までに規約変更を行うこと
- なお、この場合、掛金の引上げは、5年以内の期間で段階的な引上げも可能となっています。

財政運営委員会 5/19 給付設計見直しの検討を始める

第24回財政運営委員会及び第36回年金資産運用委員会が5月19日に開催されました。

財政運営委員会においては、懸案となっていました給付設計の見直しと保養所のあり方について審議されました。

両審議事項とも、第1回目であり、基本的な事項や実態の把握などに止まり、今後の委員会審議において、問題点の整理や方向付けなどが行われていくものと想われます。ただ、保養所のあり方に関しては、利用率の向上が必要ではといった意見がありましたので、利用率向上策に関する検討が当面の課題かと考えられます。

大和総研・運用報告

年金資産運用委員会においては、平成14年度の年金資産の運用結果の評価が行われました。

この中で、大和総研から、当基金の年金資産の運用実績に基づく要約的分析結果の報告が行われました。

- * 今回から新たに委嘱された後藤委員にご出席いただきました。
- * 次回の委員会は平成15年7月23日(水)に予定されています。
- * 大和総研から運用結果報告のあった平成14年度の概況を裏面に掲載いたしました。

5月30日年金資産受移管

先般、政策アセットミックス(資産構成割合)やシェア変更を行い、平成15年6月目途の新たなマネジャー・ストラクチャー(受託機関構成)による資産運用への準備を進めています。

既に、各受託機関との間で、シェア変更に伴う協議や資産移管に係る手続きなども終了、契約の変更・締結を順次行っています。

また、運用報酬に関する受託機関との協議や給付シェアの廃止による手続きも終了しました。

資産の移管については、3月31日現在の総信託額をシェア按分し、この5月30日にて受託機関間で受移管を行うこととしています。

その後、各受託機関は、それぞれ当基金の定めた運用スタイルにおいて運用を開始する運びとなっています。

事業運営 — 適用状況 (2・加入員構成①) —

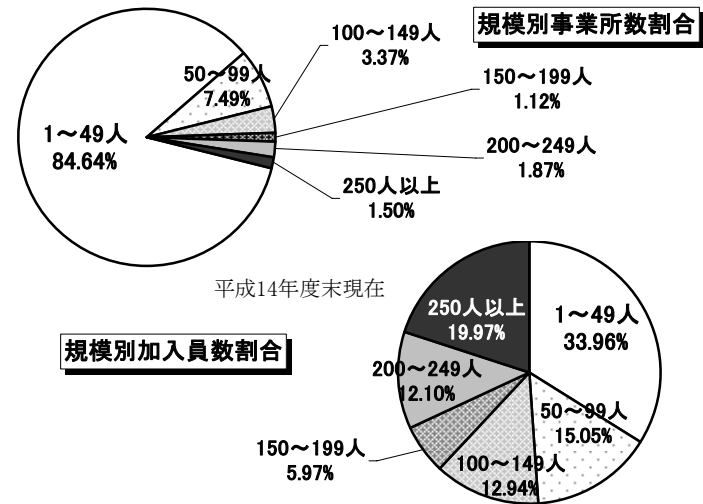
事業所平均加入員増加

当基金の事業所数と加入員数は、減少傾向にありますが、1事業所当りの加入員数は増加傾向にあり、平成14年度末では33.67人となっています。

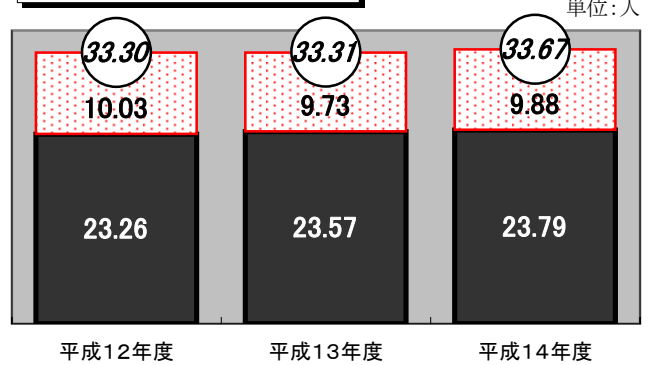
1事業所当りの加入員数の増加状況は、対前年度末比で、平成13年度が+0.01人とほぼ平成12年度末と同数でしたが、平成14年度末では+0.36人とやや増加しています。これは、主に小規模事業所の減少によるものです。

男女構成比7:3

男女別にみる1事業所当り加入員数は、男子7に対し女子3といった状況にありますが、直近3年度間の傾向では男子において増加、女子において減少となっています。ただ、女子の構成割合と1事業所当り加入員数は平成14年度においては増加となっています。



1事業所当り加入員数の推移



250人以上事業所の加入員2割

1事業所当りの加入員数が33.67人であるということは、30人程度規模の事業所数の割合が高いこととなります。

50人規模別でみる50人未満の事業所数は、約85%を占めています。しかし、50人未満事業所に占める加入員数の割合は約34%と全数の三分の一といった状況となっています。

規模別の事業所割合や加入員割合は、規模が大きくなるほど低い傾向にありますが、150人以上200人未満における事業所割合と加入員割合は、やや落ち込んでいます。

なお、250人以上事業所に占める加入員割合は、約20%と全数の五分の一といった高い状況にあります。

第1回厚生年金基金の運営に関する報告会が開催

5月19日開催の第1回報告会には、代議員のほか事業所の総務・経理の部課長さんなど31名の参加をいただきました。

報告会では、予定した年金財政のしくみや今後の運用見通しの講演に加え、急遽、りそなホールディングスなどに対し業務改善命令がだされたことについて、りそな信託銀行の渡邊専務取締役さんから状況説明を受けることとなりました。

大和総研・運用報告 (要約版)

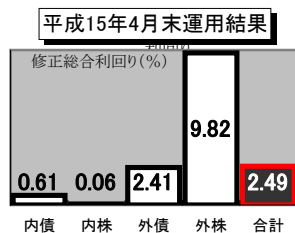
平成14年度の概況

- ◆平成14年度の市場環境は、株式資産が大幅下落する一方で、債券資産は堅調な推移。国内株式は、年度当初リストラ効果による企業業績の大幅改善で堅調だったものの、内外景気回復の不透明感や不良債権処理によるデフレ懸念等から大幅な下げに転じ▲24.81%となった。また、外国株式についても米国景気回復への懸念や企業会計不信、中東情勢等により、▲32.35%と大きく下落。一方、外国債券・国内債券については景気減速見直しによる金利低下や為替動向により、それぞれ+15.47%、+4.26%と良好なパフォーマンスとなった。
- ◆基金全体複合ベンチマーク(国内債券45%・国内株式23%・外国債券6%・外国株式21%・短期資金5%の比率で各資産ベンチマークで運用したことを前提に算出)▲9.68%に対して、実績値は▲12.37%(修正総合利回り)とベンチマークを下回った。
- ◆基金全体資産配分は、市場の騰落を受け内外株式がアンダーウェイト、国内債券・外国債券がオーバーウェイトとなっている。
- ◆個別運用機関の状況は、全運用機関のパフォーマンスが低迷している。

運用利回りプラス・2年ぶり

各月末における資産運用結果は、平成12年4月末以来、一時(平成13年4~6月)プラスの時期があったものの、マイナス運用が続いていました。

平成15年度に入り、株式市場が上向き、各資産ともプラス運用となり、4月末の修正総合利回りは2.49%(資産合計)と約2年ぶりにプラスとなりました。



基金用語

《 予定利率 》

予定利率は、一般的に、掛金の算定において前提となる資産運用の収益率の見込みを表します。

年金制度における事前積立方式では、年金資産から得られる運用収益をあらかじめ見込んで掛金を算定することとなっています。したがって、予定利率が高ければ、運用収益を多く見込むこととなりますので、掛金は低く、逆に、予定利率が低ければ、掛金は高く算定されることとなります。

この予定利率は、個々の基金が定めることとされ、通常5.5%が用いられ、当基金も掛金算定にその率を用いていますが、最近の運用環境の中にあつては実態に即していない現状にあります。

最低積立基準額における予定利率

掛金の算定のほか、基金が資産を積立てるべき最低積立基準額の算定においても予定利率が用いられています。

この最低積立基準額の算定に用いる予定利率については、従来、20年国債の直近5年平均により設定されてきましたが、平成15年度における弾力化措置として、5年平均に0.8~1.2を乗じた予定利率とされ、その範囲で基金が決めることとなりました。

なお、従来の直前の財政検証による予定利率(平成4年度2.5%)及び厚生労働大臣の定める厚生年金基金連合会での使用予定利率(平成14年度2.25%)についても選択肢となっていますので、個々の基金は運用予想などにより使用する予定利率を代議員会で決定することとなります。